

## 機械式駐車装置認証事務規程

(目的)

第1条 本規程は、駐車場法施行規則（以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、公益社団法人立体駐車場工業会（以下「工業会」という。）が規則第4条第2項に規定される認証（以下「認証」という。）とそれに係る事務を適正、公平かつ円滑に行うために必要な事項を定める。

(認証事務の時間及び休日)

第2条 認証を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）
- 四 年末年始休日（12月29日より翌年1月3日までの間）
- 五 業務上特に必要がある場合の振替休日
- 六 その他本会が指定する日

(認証事務を行う事務所及び認証の実施場所)

第3条 認証事務は、次の事務所において行うものとする。

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
公益社団法人 立体駐車場工 業会	東京都中央区新川 二丁目9番9号S Hビル6階	03-5542-07 33	03-5542-07 35	ritch@ritch. or.jp

(認証の申請)

第4条 規則第5条第2項に基づき認証を申請しようとする者（以下「認証申請者」という。）が、機械式駐車装置の安全機能について認証を申請する際に提出する書類は、次に掲げるもの又はこれらに準じたものとする。

- 一 認証申請書（別記様式—1）
- 二 添付書類
  - ① 申請機の概要
  - ② 全体組立図
  - ③ 審査資料

(認証の手数料の額及び収納方法)

第5条 認証の手数料の額は、次のとおりとする。

(円/1件当たり：消費税別)

種別	認証審査の内容	認証料金
新規	書面審査・現物審査	1,000,000
	書面審査	600,000
更新	書面審査	200,000
	書面審査（変更無）	50,000

- 1) 新規は、更新以外とする。
- 2) 更新は、対象自動車諸元、駆動装置、装置分類・名称が同一のものとする。

- 2 認証申請者は、認証申請書を工業会に提出した後、所定の手数料を予め指定する期限までに納付しなければならない。
- 3 認証手数料は、申請装置に係る最初の機械式駐車装置認証委員会に諮った後は、認証申請者のいかなる理由においても返納しない。

(認証基準)

第6条 規則第11条第1項第2号に基づき定める認証基準については、別に定める「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」によるものとする。

(認証基準の公表方法)

第7条 規則第11条第1項第3号に規定する認証基準の公表の方法については、工業会のホームページへの掲載によりこれを行うものとする。

(認証の実施方法)

第8条 申請のあった認証に係る審査等の実施方法については、別に定める「機械式駐車装置認証実施要領」によるものとする。

(不正な手段による認証取得とその処分等)

- 第9条 不正な手段により認証を受けた者又は受けようとした者については、次のとおり措置することができるものとする。
- 一 申請時に納付した認証の手数料は返還しない。
  - 二 その事実を確認した日から2年の間、認証の申請を拒絶する。
  - 三 損害賠償請求は必要に応じてこれを行う。
  - 四 法に抵触する不正な手段については、これを告発する。
  - 五 その事実とそれに伴う措置を工業会のホームページにおいて公表する。

(認証証明書の交付)

- 第10条 規則第11条第1項第4号に規定する認証申請者に交付する認証証明は、申請書ごとに認証番号を記した「認証証明書(別記様式—2)」により認証申請者に交付するものとする。
- 2 認証することを認めなかった申請装置については、その理由を附した「認証しない旨の通知書(別記様式—3)」を認証申請者に通知するものとする。

(認証の有効期間その他認証の更新)

- 第11条 規則第6条第1項に基づき定める認証の有効期間は、前条第1項に基づき交付した認証証明書の認証日から5年とし、認証はその期間の経過によってその効力を失うものとする。
- 2 認証の更新については、第4条に準じて行うものとする。なお、この際、本条項中「規則第5条第2項」は「規則第6条第2項」、「認証を申請しようとする者(以下「認証申請者」という。)」は「認証を更新しようとする者」、「認証を」は「認証の更新を」と読み替えるものとする。

(認証の取り消し)

第12条 認証された機械式駐車装置が規則第11条第1項第5号に該当した場合は認証を取り消すとともに、「認証取消通知書(別記様式—4)」により認証申請者に通知するものとする。

(帳簿の記載等)

第13条 規則第19条第3項に基づき、同条第1項に規定する帳簿を認証事務の全部を廃止するまで保存するものとする。また、その他認証にかかる書類については認証の有効期間が満了した日から5年間保存するものとする。なお、本帳簿は電子計算機に備えられたファイルとその記録記載によるものとし、必要に応じて紙面に出力するものとする。

(認証事務に関する書類)

第14条 第4条第1項に規定する認証の申請に関する書類及び第17条に規定する財務諸表等の請求に関する書類は、第3条に掲げる事務所の窓口で認証申請者に配布又は認証申請者の請求により認証申請者に郵送するほか、工業会のホームページからダウンロードできるものとする。

(認証事務に関する秘密の保持)

第15条 規則第11条第1項第8号に基づき、認証事務により知り得た秘密情報は外部に漏らし、または、他の目的に使用してはならない。

(認証事務に関する公正の確保)

第16条 規則第11条第1項第1号に基づき、特定の者を差別的に取り扱わないなど認証事務の実施には公正を確保するものとする。

(財務諸表等の請求)

第17条 規則第15条第2項に基づき認証申請者その他利害関係人が登録認証機関の業務時間内に請求する同条第1項でいう財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準じるもの並びに事業報告書(以下「財務諸表等」という。)の謄本又は抄本の請求については、「財務諸表等(謄本・抄本)請求書(別記様式-5)」により請求するものとする。なお、本請求書においては、請求者が認証申請者ではない場合、その他利害関係人であることの具体的な説明を要する。

2 請求者がその他利害関係人であるか否かの判断は、前項における説明により登録認証機関が行うものとする。

3 財務諸表等(謄本・抄本)の請求に係る手数料は、次のとおりとする。

(送料・消費税別)

財務諸表等の種類	謄本・抄本の別	1部当りの手数料
財産目録	謄本	500円
	抄本	300円
貸借対照表	謄本	600円
	抄本	400円
損益計算書、収支計算書等	謄本	300円
	抄本	200円
事業報告書	謄本	300円
	抄本	200円

(その他認証事務に関して必要な事項)

第18条 本規程を改正した場合には、すみやかに工業会のホームページにおいてこれを公表するものとする。

2 認証事務に関する質問や疑義等は、本規程第3条に定める事務所の窓口でこれを電話、FAX、メール等でこれを受け付けるものとする。

3 本規程に定めなき事項は、別に定める「機械式駐車装置認証実施要領」等による。

附 則

(経過措置)

- 1 平成24年10月25日以降に工業会の認定を受けた機械式駐車装置について、規則附則第1項における施行の日から起算して1年6月を経過する日までの間、新たに追加された安全基準項目の申請については移行とし、認証の手数料は、第5条第1項によらず、以下のとおりとする。

(円／1件当たり：消費税別)

種 別	認証審査の内容	認証料金
移 行	書面審査	100,000
	書面審査 (変更無)	50,000

制 定 平成26年11月26日

別記様式一 1

## 認 証 申 請 書

平成 年 月 日

公益社団法人立体駐車場工業会会長 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

下記の駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置（機械式駐車装置）について、安全機能の認証を受けたいので申請します。

記

1. 機械式駐車装置の分類
2. 機械式駐車装置の名称
3. 添付書類
  - ① 申請機の概要
  - ② 全体組立図
  - ③ 審査資料

※3. ②、③添付書類については、「機械式駐車装置認証申請書添付図作成要領」、「機械式駐車装置審査資料作成要領」によるものとする。

別記様式—2

## 認 証 証 明 書

平成 年 月 日付で申請のあった下記の駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置（機械式駐車装置）については、駐車場法施行規則第4条の規定に基づく安全機能の認証基準に適合しているので認証する。

### 記

1. 認 証 番 号
2. 機械式駐車装置の分類
3. 機械式駐車装置の名称
4. 機械式駐車装置の構造  
の概要
5. 有 効 期 限
6. 申 請 者 名

平成 年 月 日  
公益社団法人立体駐車場工業会  
会長

別記様式一 3

平成 年 月 日

登録申請者  
住 所 東京都中央区新川二丁目9番9号  
名 称 公益社団法人 立体駐車場工業会  
代表者名 会 長 佐 野 博 一 印

### 認証（更新）しない旨の通知書

駐車場法施行規則第5条第2項（第6条第2項）に基づき、貴殿から機械式駐車装置の安全機能に関する認証について申請（更新の申請）のあった装置については、認証（を更新）しないこととしたので通知する。

【認証（を更新）しない装置の名称】

【認証（を更新）しない理由】

別記様式一4

番 号  
平成 年 月 日

## 認 証 取 消 通 知 書

認証申請者

氏 名

〇〇〇〇

〇〇〇〇 殿

駐車場法施行規則第11条第5号イ（又はロ）に該当したことにより、下記の機械式駐車装置に与えた認証をここに取り消すことを通知する。

記

1. 機械式駐車装置の名称
2. 認証年月日
3. 認証番号

登録申請者

住 所 東京都中央区新川二丁目9番9号  
名 称 公益社団法人 立体駐車場工業会  
代表者名 印

別記様式—5

平成 年 月 日

公益社団法人立体駐車場工業会会長 殿

請求者  
住所  
名称  
氏名

印

### 財務諸表等（謄本・抄本）請求書

駐車場法施行規則第15条第2項に基づき、登録認証機関の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を次の通り請求します。

#### 1. 請求内容

財務諸表等の種類	謄本・抄本の別	1部当たりの手数料	請求部数	計
財産目録	謄本	500円		
	抄本	300円		
貸借対照表	謄本	600円		
	抄本	400円		
損益計算書 (又は収支計算書)	謄本	300円		
	抄本	200円		
事業報告書	謄本	300円		
	抄本	200円		
			総計	

#### 2. 請求者が認証申請者ではない場合のその他利害関係人であることの説明